

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月20日

【発行者の名称】 ノルウェー地方金融公社
(Kommunalbanken AS)

【代表者の役職氏名】 トマス・モラー / 資金兼IR部 部長
(Thomas Møller, Head of Funding & IR)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1180

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

会社名	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
ぐんぎん証券株式会社	群馬県前橋市本町二丁目2番11号
七十七証券株式会社	宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号
ちばぎん証券株式会社	千葉県千葉市中央区中央二丁目5番1号
百五証券株式会社	三重県津市岩田21番27号

【売出債券の名称】	ノルウェー地方金融公社 2023年1月10日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動3段デジタルクーポン 円建債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
【記名・無記名の別】	無記名式	【券面総額】	50億円(予定)(注2)
【各債券の金額】	100万円 (注3)	【売出価格】	額面金額の100.00%
【売出価格の総額】	50億円(予定) (注2)	【利率】	対象株価指数の評価価格により以下のとおり変動する。 () すべての対象株価指数の評価価格がそれぞれのトリガー価格以上の場合 年7.00%(以下「ハイクーポン」ということがある。) () いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそのトリガー価格未満で、かつすべての対象株価指数の評価価格がその基準価格以上の場合 年(未定)% (年1.00%以上年3.00%以下を仮条件とする。)(以下「ミドルクーポン」ということがある。) () いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がその基準価格未満の場合 年0.10%(以下「ロークーポン」ということがある。) (注2)(注4)
【償還期限】	2023年1月10日 (注5)	【売出期間】	2018年1月19日から 2018年1月26日まで(注6)
【受渡期日】	2018年1月29日 (注6)		

【申込取扱場所】	売出人および登録金融機関(以下に定義される。)各々の日本における本店および各支店(注8)
----------	--

- (注 1) 本債券は、ノルウェー地方金融公社(以下「発行者」という。)により、発行者の債券発行プログラム(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2018年1月26日(以下「発行日」(注6)という。)に発行される。本債券は、ユーロ市場において引受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。
- (注 2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額および売出価格の総額は、50億円(予定)である。本債券の券面総額および売出価格の総額は、上記仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案した上で決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、需要状況次第で、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。本債券に関する予定および未定の発行条件は、2018年1月17日までに調印される予定の最終条件書により決定される予定である。
- (注 3) 期限前償還されない場合、本債券は、観察期間中の対象株価指数の動きにより、額面金額の100%または額面金額×ワーストパフォーマンス指数の最終評価価格÷ワーストパフォーマンス指数の当初価格により計算される円貨額により償還される。下記「3 償還の方法 (1) 満期償還」を参照のこと。本注3において使用される用語は「3 償還の方法」において定義されている。
- (注 4) 本債券の付利は、2018年1月29日(同日を含む。)から開始する。なお、上記未定の利率は、仮条件の範囲外となることがある。「利率」において使用される用語は「3 償還の方法」において定義される。
- (注 5) 本債券は、各期限前償還判定日の対象株価指数終値により、該当する期限前償還日に額面金額により償還されることがある。下記「3 償還の方法 (2) 期限前償還」を参照のこと。なお、その他の期限前償還については下記「3 償還の方法 対象株価指数の廃止/計算方法の変更」および「3 償還の方法 (3) 税制上の理由による早期償還」を参照のこと。本注5において使用される用語は「3 償還の方法」において定義される。
- (注 6) 発行者の格付の変更や金融市場の重大な変動等またはその他一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (注 7) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。なお、発行者は、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)からAaaの長期発行体格付を、また、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)からAAAの長期発行体格付を、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。
- (注 8) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関(以下「登録金融機関」という。)に、本債券の売出しの取扱いの一部を委託している場合がある。

本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から直接または登録金融機関を通じて申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。

(注 9) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

【債券の管理会社】

発行兼支払代理人(以下「債券代理人」という。)

会社名	住所
ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)	英国 ロンドン EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート1 ウィンチェスター・ハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England)

【振替機関】

該当なし。

【財務上の特約】

(1) 担保提供制限

下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

(2) その他の条項

該当条項なし。なお、債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他 (1) 債務不履行事由」を参照のこと。

本債券の投資に伴う主要なリスクとご留意事項

本債券への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、以下に記載される主要なリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、必要に応じて本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に投資判断を行うべきである。

ただし、以下の記載は本債券に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

1. リスクについて

(1) 元本毀損リスク

満期償還の場合、本債券の償還金額は、最終評価日(下記「3 償還の方法」において定義される。)に有効な日経平均株価および/またはS&P500指数によって決定される。この場合、本債券に対する投資金額を全額回収することができない可能性が生じる。

(2) 利率変動リスク

本債券の利率は、日経平均株価および/またはS&P500指数の値により変動する。

(3) 償還期限に関するリスク

本債券の利息は、期限前償還日(下記「3 償還の方法」において定義される。)以後発生しない。このため期限前償還により、本債券の所持人(以下「本債権者」という。)は当初期待した利回りを得られない可能性がある。

(4) 再投資リスク

期限前償還された場合、その償還金額や利息をその時点での一般実勢レートで再投資しても、本債権者は、本債券の投資利回りと同等の利回りが得られない可能性がある。

(5) 流動性リスク

本債券の活発な流通市場は確立されていない。発行者、売出人およびそれらの関係会社等は現在、本債券を流通市場に流通させることは意図しておらず、本債券を買取る義務も負わない。このため、本債権者は、本債券を償還前に売却できない場合がありうる。

また、たとえ本債券を売却できたとしても、こうした流動性の低さは本債券の中途売却価格を低下させる要因になりうる。このため、その売却価格が投資金額を著しく下回る可能性がある。

(6) 信用リスク

発行者の財務・経営状況の悪化により、本債券の利息または償還金額の支払がその支払期日に遅延する可能性、または支払われない可能性がある。また、発行者の財務・経営状況の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、償還期限前における本債券の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

一般的に、発行者への信用格付は、発行者の債務支払能力を示すものとされるが、当該格付はすべての潜在的风险を反映していない可能性がある。また当該格付は格付機関により、いつでも変更または取下げられる可能性がある。

(7) 価格変動リスク

本債券の評価価値および売却価格は、以下に掲げる様々な要因の影響を受ける。また、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性がある。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

日経平均株価および/またはS&P500指数

本債券の満期償還金額(下記「3 償還の方法」において定義される。)、利率および期限前償還の有無は日経平均株価および/またはS&P500指数によって決定される。一般的に、日経平均株価および/またはS&P500指数が上昇すると、本債券の価値は上昇し、日経平均株価および/またはS&P500指数が下落すると、本債券の価値は下落することが予想される。

金利

本債券は円建であるため、円金利の変動は本債券の価値に影響を与える。一般的に、本債券の価値は、円金利が低下すると上昇し、円金利が上昇すると下落すると予想される。

予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される指数の変動の幅と頻度を表わす。日経平均株価および/またはS&P500指数、金利などの予想変動率の変動が本債券の価値に悪影響を与えることがある。

信用力および信用格付

本債券の価値は、発行者の信用に対する投資家の評価により影響を受けると予想される。通常、かかる投資家の認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。このため、発行者に付与された格付が低下すると、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当該格付に変更がなされなくても、発行者の経営・財務状況の悪化やその予想が、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

期限前償還判定日

期限前償還判定日(下記「3 償還の方法」において定義される。)の前後で本債券の価値が変動する可能性が高い。また、期限前償還判定日に期限前償還されないことが決定した場合は本債券の価値が下落する傾向があるものと予想される。

2.ご留意事項について

(1) 本債券の価格に影響を与える市場活動

発行者、売出人またはそれらの関係会社もしくはオプション提供業者等は、通常業務の一環として、自己勘定で取引するディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行者の本債券にもとづく支払債務をヘッジする目的で、日経平均株価および/もしくはS&P500指数の各構成銘柄および日経平均株価および/もしくはS&P500指数先物・オプションの売買またはそれらに関連する通貨スワップ、通貨先物取引を随時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本債券の発行条件、利率、期限前償還の発生、満期償還金額等を決定する際の日経平均株価および/またはS&P500指数、また本債券の評価価値および売却価格に影響し、結果的に本債権者に不利な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 租 税

将来において、本債券について課税上の取扱いが変更されることがある。現行法上の取扱いに関しては本書に記載されているが、詳細に関しては、会計士や税理士等の専門家に確認することがのぞましい。

2【利息支払の方法】

本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い決定される利率(年率)で、利息起算日である2018年1月29日(同日を含む。)からこれを付し、2018年4月10日をはじめとする毎年1月10日、4月10日、7月10日および10月10日(以下それぞれ「利払日」という。)に、利息起算日または直前の利払日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含まない。)までの期間(以下それぞれ「利息期間」という。)について日本円で後払いされる。

適用利率の決定

各利息期間に適用される利率および各利払日に額面金額100万円の各本債券につき支払われる利息額は、計算代理人(下記「3 償還の方法」に定義される。)の単独の裁量により以下に従って決定される。

- () 関連する利払日の直前の評価日(下記「3 償還の方法」に定義される。)において、すべての対象株価指数の評価価格(下記「3 償還の方法」に定義される。)がそれぞれのトリガー価格(下記「3 償還の方法」に定義される。)と等しいかそれを上回る場合、当該利払日(同日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年7.00%とし、当該利払日に支払われる利息額は、各本債券につき、17,500円とする(ただし初回の利払日である2018年4月10日に支払われる利息額は、各本債券につき、13,806円とする。)
- () 関連する利払日の直前の評価日において、いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそのトリガー価格を下回り、かつすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格(下記「3 償還の方法」に定義される。)と等しいかそれを上回る場合、当該利払日(同日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年(未定)%とし、当該利払日に支払われる利息額は、各本債券につき、(未定)円とする(ただし初回の利払日である2018年4月10日に支払われる利息額は、各本債券につき、(未定)円とする。)
- () 関連する利払日の直前の評価日において、いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がその基準価格を下回る場合、当該利払日(同日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年0.10%とし、当該利払日に支払われる利息額は、各本債券につき、250円とする(ただし初回の利払日である2018年4月10日に支払われる利息額は、各本債券につき、197円とする。)

利払日が営業日ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される。ただし、翌営業日が翌月になる場合には、その利払日の直前の営業日とする。なお、いかなる場合にも支払われる利息額の調整は行われぬ。

本書において「営業日」とは、本債券に関し、ニューヨーク市、ロンドンおよび東京において商業銀行および外国為替市場が営業を行い支払の決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

利息期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本債券の額面金額に上記記載の利率を乗じ、その積に下記記載の算式により計算された当該期間（以下「計算期間」という。）の年数を乗じた金額とする。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の最初の日があたる年の数字をいう。

「Y2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる年の数字をいう。

「M1」とは、計算期間の最初の日があたる暦月の数字をいう。

「M2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる暦月の数字をいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31の場合は、D1は30とする。

「D2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字である場合は、D2は30とする。

ただし、かかる計算に使用されるおよびかかる計算によって算出されるすべての円貨額は、1円未満を四捨五入するものとする。

本債券はその償還日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示または提出がなされた（ただし、これらが必要な場合）にもかかわらず償還金額の支払が不当に保留もしくは拒絶された場合またはその他支払につき不履行があった場合はこの限りではない。かかる場合、不当に保留、拒絶または不履行があった支払に関する元金に対し、本債券の呈示または提出がなされた上（ただし、これらが必要な場合）で支払が行われる日、または（当該本債券の呈示または提出が支払の前提条件となっていない場合を除き）かかる支払を行うために債券代理人が必要な資金を受領し、債券代理人によりその旨の通知が下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対しなされた日から7日目の日（その後に支払の不履行があった場合を除く。）のいずれか早い方の日まで継続して上記記載の各利率の利息（請求または判決の前後を問わず）が発生する。

3【償還の方法】

(1) 満期償還

期限前償還されず、また、買入消却されない限り、本債券は、2023年1月10日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額100万円の各本債券につき、以下に従い計算代理人により決定される金額（以下「満期償還金額」という。）にて円で償還される。

- (イ) ノックイン事由（以下に定義される。）が発生しなかった場合、満期償還金額は、額面金額100万円の各本債券につき100万円となる。
- (ロ) ノックイン事由が発生し、かつ、すべての対象株価指数の最終評価価格がそれぞれの当初価格以上であった場合、満期償還金額は、額面金額100万円の各本債券につき100万円となる。
- (ハ) ノックイン事由が発生し、かつ、いずれかまたはすべての対象株価指数の最終評価価格がその当初価格を下回った場合、満期償還金額は、額面金額100万円の各本債券につき以下の算式に従って計算される金額となる。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{ワーストパフォーマンス指数の最終評価価格}}{\text{ワーストパフォーマンス指数の当初価格}}$$

ただし、（ ）満期償還金額は1円未満を四捨五入し、（ ）0円を下回ることはないものとする。

本債券は、償還日（満期償還日および期限前償還日をいう。）が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日を償還日とする。ただし、翌営業日が翌月になる場合には、その償還日の直前の営業日とする。なお、いかなる場合にも支払われる金額の調整は行われない。

(2) 期限前償還

いずれかの期限前償還判定日において、すべての対象株価指数の期限前償還判定価格(以下に定義される。)がそれぞれのトリガー価格(以下に定義される。)と等しいかそれを上回った場合、本債券は、関連ある期限前償還日において、そのすべて(一部は不可。)が、期限前償還額(以下に定義される。)で期限前償還される。

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

- 「関係取引所」とは、 (a)日経平均株価については、大阪取引所またはその承継者もしくは対象株価指数に関する先物またはオプション契約の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける対象株価指数に関する先物またはオプション契約に関して元の関係取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。
(b)S&P500指数については、S&P500指数に関する先物またはオプション契約の各取引所もしくは相場システムで、当該取引の包括的な市場に重要な影響を有すると計算代理人が決定するものをいう。
- 「観察期間」とは、 各対象株価指数につき、当該対象株価指数の条件設定日(以下に定義される。)の直後の取引所営業日(以下に定義される。)(同日を含む。)における取引所(以下に定義される。)の取引の開始時間から、当該対象株価指数の最終評価日(同日を含む。)の評価時刻(以下に定義される。)までの期間をいう。
- 「期限前償還額」とは、 額面金額100万円の各本債券につき100万円をいう。
- 「期限前償還判定価格」とは、 各対象株価指数につき、期限前償還判定日における対象株価指数終値をいう。
- 「期限前償還判定日」とは、 期限前償還日の10共通取引所営業日(以下に定義される。)前の日をいう。
期限前償還判定日が障害日(以下に定義される。)である場合は、下記の評価日の調整規定が準用され、期限前償還判定日は調整される。
- 「期限前償還日」とは、 2018年4月10日(同日を含む。)から2022年10月10日(同日を含む。)までの各利払日をいう。利払日が営業日でない場合には、当該利払日は翌営業日(かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日)とする。
- 「基準価格」とは、 各対象株価指数につき、当初価格の80%に相当する価格(必要に応じて小数第3位を四捨五入する。)をいう。
- 「共通取引所営業日」とは、 すべての対象株価指数について取引所営業日である日をいう。
- 「計算代理人」とは、 (未定)をいい、その後継者または場合によりその代理人を含むものとする。計算代理人は発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。
- 「構成株式銘柄」とは、 対象株価指数につき、計算代理人により決定される当該対象株価指数に含まれる株式またはその他構成株式銘柄をいう。これに関連する表現についても上記定義に従って解釈される。
- 「最終評価価格」とは、 各対象株価指数につき、最終評価日における対象株価指数終値をいう。

「最終評価日」とは、

満期償還日の10共通取引所営業日前の日をいう。

最終評価日が障害日である場合は、下記の評価日の調整規定が準用され、最終評価日は調整される。

「市場混乱事由」とは、

(a)日経平均株価については、()取引障害(以下に定義される。)もしくは()取引所障害(以下に定義される。)で、いずれの場合も計算代理人が重大であると判断するものが評価時刻に終了する1時間の間に、発生もしくは存在していること、または()早期終了(以下に定義される。)をいう。いずれかの時点で対象株価指数に関する市場混乱事由が生じているか否かを決定する目的上、市場混乱事由が対象株価指数に含まれている株式銘柄に関して生じている場合、対象株価指数の水準に対するかかる株式銘柄の関連寄与率は、(x)かかる株式銘柄が対象株価指数の水準に占める部分と(y)包括的な対象株価指数の水準との対比に基づく。いずれも、かかる市場混乱事由の発生直前の水準とする。

(b)S&P500指数については、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- 1 () (x)当該構成株式銘柄が主に取引されている取引所に関して、評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大であると判断する、いずれかの構成株式銘柄に関する取引障害が発生もしくは存在していること、(y)当該構成株式銘柄が主に取引されている取引所に関して、評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大であると判断する、いずれかの構成株式銘柄に関する取引所障害が発生もしくは存在していること、もしくは(z)いずれかの構成株式銘柄に関する早期終了が発生もしくは存在していること、および()当該すべての構成株式銘柄のうち、取引障害、取引所障害もしくは早期終了が発生もしくは存在しているものが、対象株価指数の水準の20%以上を構成していること。
- 2 対象株価指数に関する先物またはオプション契約につき、関係取引所に関して評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大であると判断する()取引障害もしくは()取引所障害が発生もしくは存在していること、または()対象株価指数に関する先物またはオプション契約につき、早期終了が発生もしくは存在していること。

S&P500指数につき、いずれかの時点で対象株価指数に関する市場混乱事由が生じているか否かを決定する目的上、市場混乱事由がその時点で構成株式銘柄に関して生じている場合、対象株価指数の水準に対するかかる構成株式銘柄の関連寄与率は、(x)かかる構成株式銘柄が対象株価指数の水準に寄与している部分と(y)包括的な対象株価指数の水準との対比に基づくものとする。いずれも、スポンサー(以下に定義される。)により市場の始値の一部として公表される公式の始値の組入比率を用いる。

「障害日」とは、

(a)日経平均株価については、取引所または関係取引所がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、または市場混乱事由が生じている取引所営業日をいう。

(b)S&P500指数については、()スポンサーが対象株価指数の水準を公表することができない(ただし、計算代理人がその裁量により、かかる事由が対象株価指数の中断(下記「対象株価指数の廃止/計算方法の変更」に定義される。)の発生を生じさせると判断する場合を除く。)、()関係取引所がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、または()市場混乱事由が生じている取引所営業日をいう。

いずれの場合においても、計算代理人は、発行者および債券代理人に対し、その状況の下で実務上合理的に可能な限り速やかに、障害日でなければ条件設定日、評価日、期限前償還判定日または最終評価日であった日における障害日の発生について通知する。計算代理人の障害日の発生の前記当事者への通知の懈怠は、障害日の発生および効果の有効性に影響しない。ただし、これは、計算代理人の前記当事者への通知義務を減免するものではない。

「条件設定日」とは、

2018年1月29日をいう。

当初予定されていた条件設定日がいずれかの対象株価指数につき障害日である場合は、当該対象株価指数の条件設定日はその直後の当該対象株価指数の障害日でない取引所営業日とする。ただし、当初予定されていた条件設定日後、繰延条件設定日(以下に定義される。)以前に、当該対象株価指数の障害日でない取引所営業日がない場合はこの限りでない。かかる場合には、()当該繰延条件設定日を、当該日が障害日であることにかかわらず、当該対象株価指数の条件設定日とみなし、また()計算代理人は、その単独かつ完全なる裁量で、適切とみなすソースを参照して、当初価格を決定する。

上記に関し、「繰延条件設定日」とは、当初予定されていた条件設定日の直後の2取引所営業日目の日をいう。

「スポンサー」とは、

(a)日経平均株価については、当該対象株価指数に関する規則、手続ならびに計算および調整の方法(もしあれば)の設定および検討につき責任を負い、(直接または代理人を通じて)各取引所営業日に定期的に当該対象株価指数の水準を公表する会社または法人をいい、現時点では株式会社日本経済新聞社である。

(b)S&P500指数については、当該対象株価指数に関する規則、手続ならびに計算および調整の方法(もしあれば)の設定および検討につき責任を負い、(直接または代理人を通じて)各取引所営業日に定期的に当該対象株価指数の水準を公表する会社または法人をいい、現時点ではS&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー(その関連会社を含む。)である。

- 「早期終了」とは、
- (a)日経平均株価については、対象株価指数の水準の20%以上を構成する株式銘柄に関連する取引所または関係取引所における、取引日(以下に定義される。)の予定終了時刻(以下に定義される。)前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、()当該取引日の取引所もしくは関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と()当該取引日の評価時刻における執行のために取引所もしくは関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所または関係取引所が発表している場合を除く。
- (b)S&P500指数については、構成株式銘柄に関する取引所または関係取引所における、取引日の予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、()当該取引日にかかる取引所もしくは関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と()当該取引日の評価時刻における執行のためにかかる取引所もしくは関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所もしくは関係取引所が発表している場合を除く。
- 「対象株価指数」とは、
- 日経平均株価(東京証券取引所第一部に上場している選択された225銘柄の株価指数で、スポンサーにより計算および公表される。本書中で「日経225」と称されることがある。)および/またはS&P500指数をいい、それぞれ詳細については、下記「日経225に関する情報」および「S&P500指数に関する情報」を参照のこと。
- 「対象株価指数終値」とは、
- 各対象株価指数につき、計算代理人が決定する、該当する日の評価時刻現在の対象株価指数水準(以下に定義される。)をいう(ただし、下記「対象株価指数の廃止/計算方法の変更」および「対象株価指数の訂正」の規定に従う。)。
- 「対象株価指数水準」とは、
- 各対象株価指数につき、スポンサーにより計算され公表される対象株価指数の水準をいう。
- 「当初価格」とは、
- 各対象株価指数につき、計算代理人が決定する条件設定日の対象株価指数終値をいう。ただし、その後公表される訂正は考慮せず、下記の「対象株価指数の訂正」に従う。
- 「トリガー価格」とは、
- 各対象株価指数につき、当該当初価格の105%に相当する価格(必要に応じて小数第3位を四捨五入する。)をいう。

「取引所」とは、

(a)日経平均株価については、東京証券取引所もしくはその承継者または対象株価指数を構成している株式銘柄の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける対象株価指数に組込まれている株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。

(b)S&P500指数については、各構成株式銘柄について、計算代理人が決定する当該構成株式銘柄の取引が主に行われている主要な証券取引所もしくはその承継者または当該構成株式銘柄の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける当該構成株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。

「取引障害」とは、

(a)日経平均株価については、()対象株価指数の水準の20%以上を構成する株式銘柄に関し、取引所において、または()関係取引所における対象株価指数に関する先物もしくはオプション契約に関して、取引所または関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、取引所または関係取引所その他により課せられた取引の停止または制限をいう。

(b)S&P500指数については、()いずれかの構成株式銘柄について当該構成株式銘柄に関する取引所において、または()関係取引所における対象株価指数に関する先物もしくはオプション契約に関して、当該取引所または関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、当該取引所または関係取引所その他により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所営業日」とは、

(a)日経平均株価については、取引所および関係取引所がそれぞれの通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。

(b)S&P500指数については、()スポンサーが対象株価指数の水準を公表する予定の日であり、かつ()対象株価指数の関係取引所がその通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。

「取引所障害」とは、

(a)日経平均株価については、市場参加者が全般的に()取引所における対象株価指数の水準の20%以上を構成する株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、または()関係取引所において、対象株価指数に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人がその裁量により判断する事由(早期終了を除く。)をいう。

(b)S&P500指数については、市場参加者が全般的に()取引所において当該構成株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、または()関係取引所において、対象株価指数に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人がその裁量により判断する事由(早期終了を除く。)をいう。

「取引日」とは、	(a)日経平均株価については、取引所および関係取引所においてそれぞれの通常取引セッションにおいて取引が行われる取引所営業日を行い、取引所または関係取引所のいずれかが予定終了時刻よりも早く終了する取引所営業日を含む。 (b)S&P500指数については、()スポンサーが対象株価指数の水準を公表し、かつ()関係取引所においてその通常取引セッションにおいて取引が行われる取引所営業日を行い、関係取引所が予定終了時刻よりも早く終了する取引所営業日を含む。
「ロックイン価格」とは、	各対象株価指数につき、当該当初価格の50%に相当する価格(必要に応じて小数第3位を四捨五入する。)をいう。
「ロックイン事由」は、	<p>ロックイン事由判定日(以下に定義される。)のロックイン事由判定時刻(以下に定義される。)に、いずれかまたはすべての対象株価指数の対象株価指数水準が、当該対象株価指数の当該ロックイン事由判定日におけるロックイン価格と等しいかまたはそれを下回ったと計算代理人がその単独かつ完全なる裁量で決定した場合に発生したとみなされる。</p> <p>いずれかの日においてロックイン事由が発生したか否かを決定する場合においてのみ、()「市場混乱事由」の定義中の「評価時刻に終了する1時間の間」という文言は削除され、()「早期終了」の定義中の「評価時刻」および「予定終了時刻」は、「ロックイン事由判定時刻」と解釈される。</p>
「ロックイン事由判定時刻」とは、	取引所における通常取引セッション中のいずれかの時点をいう。営業時間外および通常セッション外の取引は考慮されない。
「ロックイン事由判定日」とは、	<p>観察期間中で、スポンサーにより当該対象株価指数の水準が発表および/または公表される各日を行い、当該日が当該対象株価指数につき障害日であるか否かを考慮しない。</p> <p>計算代理人がその単独かつ完全なる裁量で、ロックイン事由判定日において市場混乱事由が発生していると決定した場合は、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量で当該市場混乱事由が発生し、継続していると決定した期間は、ロックイン事由が発生しているか否かを決定する目的においては、無視されるものとする。</p>
「パフォーマンス」とは、	各対象株価指数につき、以下の算式で計算される数値をいう(ただし、小数第5位を四捨五入する。)
	$\frac{\text{最終評価価格}}{\text{当初価格}}$
「ワーストパフォーマンス指数」とは、	パフォーマンスの値が最も低い対象株価指数をいう。すべての対象株価指数が同じ値のパフォーマンスを有する場合、計算代理人がその単独の裁量によりワーストパフォーマンス指数を決定する。
「評価価格」とは、	各対象株価指数につき、評価日における対象株価指数終値をいう。

「評価時刻」とは、

(a)日経平均株価については、()早期終了、取引所障害または取引障害が、(x)取引所に関して発生しているか否かを決定する目的においては、その予定終了時刻(ただし、当該取引所がその予定終了時刻より早く終了している場合は、評価時刻はかかる実際の終了時刻とする。)をいい、(y)対象株価指数に関するオプション契約もしくは先物契約に関して発生しているか否かを決定する目的においては、関係取引所の取引の終了をいい、()その他のあらゆる状況においては、スポンサーによって対象株価指数の公式の終値が計算され、公表される時刻をいう。

(b)S&P500指数については、()早期終了、取引所障害または取引障害が、(x)いずれかの構成株式銘柄に関して発生しているか否かを決定する目的においては、かかる構成株式銘柄の取引所の予定終了時刻(ただし、当該取引所がその予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻はかかる実際の終了時刻)をいい、(y)対象株価指数に関するオプション契約もしくは先物契約に関して発生しているか否かを決定する目的においては、関係取引所の取引の終了をいい、()その他のあらゆる状況においては、スポンサーによって対象株価指数の公式の終値が計算され、公表される時刻をいう。

「評価日」とは、

各利払日またはその他の利息の支払期日(疑義を避けるために言えば、下記「対象株価指数の廃止/計算方法の変更」に記載の対象株価指数調整事由の発生による償還、下記「3 償還の方法 (3) 税制上の理由による早期償還」に記載の早期償還および下記「11 その他」に記載の債務不履行事由の発生による償還に基づく利息の支払期日が含まれる。)に関し、かかる利払日またはその他の利息の支払期日の10共通取引所営業日前の日をいう。

評価日がいずれかの対象株価指数につき障害日である場合は、障害日の発生の影響を受けない対象株価指数の評価日は、予定評価日(以下に定義される。)とし、障害日の発生により影響を受けた対象株価指数(以下「影響対象株価指数」という。)の評価日は、その直後の障害日でない取引所営業日とする。ただし、影響対象株価指数につき、予定評価日後、繰延評価日(以下に定義される。)以前に、障害日でない取引所営業日がない場合には、この限りではない。かかる場合には、()当該繰延評価日を、当該日が障害日であることにかかわらず、影響対象株価指数につき評価日とみなし、また()計算代理人は、その単独かつ完全なる裁量で、影響対象株価指数に組込まれている各株式銘柄の当該繰延評価日の評価時刻現在の取引所の取引価格もしくは相場価格(障害日を生じさせる事由が当該繰延評価日に当該株式銘柄に関して生じている場合は、かかる繰延評価日の評価時刻現在の当該株式銘柄の価値の誠実な推測値)を用いて、最初の障害日の発生の直前に有効だった当該影響対象株価指数を算出するための計算式および方法に従い、かかる繰延評価日の評価時刻現在の当該影響対象株価指数の水準を決定する。

上記に関し、「繰延評価日」とは、予定評価日の直後の2取引所営業日目の日をいう。「予定評価日」とは、障害日を引き起こす事由が発生していなければ評価日であった日をいう。

「予定終了時刻」とは、取引所または関係取引所および取引所営業日に関し、取引所営業日における取引所または関係取引所の週日の予定されている終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション時間外の他の取引は考慮しない。

対象株価指数の廃止 / 計算方法の変更

() 関連するスポンサーが対象株価指数を計算、公表しない場合で計算代理人の承認する承継スポンサー(かかる承継スポンサーをスポンサーとみなす。)が対象株価指数を計算し、公表した場合、または() 対象株価指数が、対象株価指数の計算で用いられる計算式および方法と同様もしくは実質的に同様と計算代理人が判断した計算式または方法を使って算出される後継の指数により代替される場合には、いずれの場面においても、かかる承継指数(以下「承継対象株価指数」という。)が対象株価指数とみなされる。

() 条件設定日、期限前償還判定日、最終評価日、評価日または観察期間中のいずれかの取引所営業日以前に、関連するスポンサー(またはその承継人)が、対象株価指数を計算するための計算式もしくは方法の著しい変更、もしくはその他の方法で対象株価指数を著しく変更する(以下「対象株価指数の修正」という。構成株式や資本構成の変更ならびに他の慣例的事由が生じた場合に対象株価指数を維持するために行う必要な計算式もしくは方法における所定の修正を除く。)と公表した、もしくは、対象株価指数が永久的に廃止され、承継対象株価指数も存在しない(以下「対象株価指数の算定中止」という。)場合、または、() 条件設定日、期限前償還判定日、最終評価日、評価日もしくは観察期間中におけるいずれかの取引所営業日において、関連するスポンサーまたは承継スポンサーが対象株価指数を計算、公表しない(以下「対象株価指数の中断」といい、対象株価指数の修正および対象株価指数の算定中止と併せて、以下それぞれを「対象株価指数調整事由」という。)場合、(x) 計算代理人は、かかる対象株価指数調整事由が本債券に重大な影響を及ぼすか否かを決定し、及ぼすと決定した場合には、計算代理人は、対象株価指数の公表水準の代わりに、修正、算定中止または中断の直前に有効だった対象株価指数を算出するための計算式および方法に従い、かかる対象株価指数調整事由の直前の対象株価指数を構成した株式銘柄のみを使って計算代理人が決定する関連あるいずれかの時点の対象株価指数の水準を使い、対象株価指数の水準を計算するものとし、または(y) 計算代理人が、上記記載の方法では商業的に合理的な結果を得ることができず、その商業的に合理的な裁量で決定した場合、計算代理人は本債券が償還されるべきであると決定することができる。かかる場合には、発行者は下記「10 公告の方法」に従って、3営業日以上20営業日以内に本債権者に通知を行い、本債券のすべて(一部は不可。)を、早期償還金額(下記「(3) 税制上の理由による早期償還」において定義する。)で償還する。当該支払は、下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対し行われる。

対象株価指数の訂正

いずれかのスポンサーにより公表され、対象株価指数終値の計算またはロックイン事由もしくは上記「(2) 期限前償還」に記載される期限前償還の発生の決定のために用いられる対象株価指数の水準が、訂正またはその後訂正され、その訂正が、当初の公表日中に代替の対象株価指数の水準としてスポンサーにより公表される場合、計算代理人は、当初公表された対象株価指数の水準に代えて、訂正された対象株価指数の水準を用いる。

拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間で締結された計算代理契約(以下「計算代理契約」という。)に従い、本書により詳細に記載される本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算、および一定の事由に関する決定についての(その単独の裁量での)判定のため、当該計算代理人として選任されている。計算代理人による決定のためになされ、表示され、下されまたは取得されたすべての証明、連絡、意見、判定、計算、表示および決定は、明白な誤りがない限り、発行者、債券代理人、その他の支払代理人および本債権者を拘束し、かつ(上記の誤りがない限り)計算代理契約に記載する条項に従った、計算代理人の権能、義務および裁量の計算代理人による行使に関し、計算代理人は、発行者および本債権者に対し責任を負わない。計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。計算

代理人は、合理的に可能な限り速やかに、本書に基づき行われるすべての計算および決定につき、債券代理人および発行者に通知する。債券代理人は、かかる通知を受け取った後合理的速やかに、下記「10 公告の方法」に従って本債権者に通知する。

計算代理人の前記当事者への通知の懈怠は、当該決定の発生および効果の有効性に影響しない。

免責

() 日経平均株価

日経平均株価は、スポンサーの知的財産権である。「日経平均株価」、「日経平均」および「日経225」は、スポンサーのサービスマークである。スポンサーは、著作権を含め、日経平均株価に関するすべての権利を有している。

スポンサーは、日経平均株価を計算する際に使用される方法の修正または変更につき保証するものではなく、また、日経平均株価の計算および公表を継続する義務を負うものではない。本債券は、スポンサーによって後援され、推奨され、販売され、または販売促進されているものではない。スポンサーが発行者、本債権者またはその他のいずれの者に対しても明示的、黙示的とを問わず、証券一般または特に本債券に対する投資の適否または日経平均株価の一般的株式市場動向への追従能力について表明または保証を行っている旨の推測を本書に含まれる情報から引き出してはならない。スポンサーは、日経平均株価を決定し、構成し、または計算する際に、発行者または本債権者のニーズを考慮に入れる義務はない。スポンサーは、発行される本債券の時期、価格もしくは数量の決定、本債券に関し支払われる一定の金額が設定される算式の決定もしくは計算または本書に規定される一定の事態が発生したか否かの決定に何ら責任を負わず、またかかる決定に参加していない。スポンサーは、本債券の管理、マーケティングまたは取引に関して何ら義務または責任を負わない。

本債券に関連する日経平均株価の使用および参照は、スポンサーによって同意されている。

発行者、計算代理人もしくはいずれの代理人も日経平均株価または承継指数の計算、維持または公表に対し、責任を負うものではない。スポンサーは、日経平均株価の計算および普及におけるすべての誤りおよび欠落に関して、または本債券に関するある金額もしくは本書中に記載されるある事象の発生の有無を決定する際に当該指数を適用する方法に関して、責任を負うものではない。

() S&P500指数

S&P500指数は、S&Pグローバルの一部門またはその関連会社であるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーの商品であり、発行者およびM U F Gセキュリティーズ E M E A・ピーエルシーに対して利用許諾が与えられている。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&Pグローバルの一部門であるスタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービスズ・エル・エル・シー(以下「スタンダード&プアーズ」という。)の登録商標であり、Dow Jones®は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エル・エル・シー(以下「ダウ・ジョーンズ」という。)の登録商標である。これらの登録商標は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーに対して利用許諾が与えられており、発行者およびM U F Gセキュリティーズ E M E A・ピーエルシーによる一定の目的のために利用許諾が与えられている。指数へ直接投資することはできない。本債券は、ダウ・ジョーンズ、スタンダード&プアーズ、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーまたはそれらの関連会社のいずれか(以下、総称して「S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス」という。)によって支持、保証、販売または販売促進されるものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、明示的にも黙示的にも、本債券の所有者もしくは一般の者に対して、一般的に債券に投資すること、とりわけ本債券への投資の妥当性またはS&P500指数が一般的な市場の動向に追従する能力について、何ら表明または保証するものではない。指数の過去の実績は、将来の結果を示唆または保証するものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの発行者に対する唯一の関係は、スタンダード&プアーズおよびS&P500指数の特定の登録商標および商標名についての利用許諾を与えることであり、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数に関する決定、作成および計算を、発行者または本債券を考慮に入れずに行う。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数に関する決定、作成および計算において、発行者または本債券の所有者の要求を考慮に入れる義務を負うものではない。S&Pダウ・

ジョーンズ・インデックスは、本債券の価格もしくは数量の決定、発行もしくは販売の時期、または本債券の現金への換算、引渡もしくは償還する計算式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本債券の管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負うものではない。S&P500指数に基づく投資金融商品が、指数の値動きに正確に追随するまたは投資利益を生むという保証はない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーは、投資顧問業者または税務顧問ではない。税務顧問は、非課税有価証券がポートフォリオに与える影響および特定の投資決定をした場合の税務上の影響を評価するために、相談を受けなければならない。ある有価証券銘柄のS&P500指数への組入れは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスによるかかる有価証券銘柄の購入、売却または保有の推奨とはならず、また、投資助言とみなされるべきではない。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数もしくはそれに関する一切のデータまたはこれらに関するすべての交信(口頭または書面による交信(電子交信を含む。))が含まれるが、これらに限定されない。)の妥当性、正確性、適時性および/または完全性を保証するものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数に含まれるいかなる誤り、遺漏または障害についても責任を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数またはそれに含まれる一切のデータの使用によっても、発行者、本債券の所有者またはその他の者もしくは組織によって得られることとなる結果については、明示的にも黙示的にも保証を行わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数もしくはこれに含まれる一切のデータについて、明示的にも黙示的にも保証を行わず、またS&P500指数もしくはこれに含まれる一切のデータの特定の目的もしくは使用に係る商品性または適切性についてあらゆる保証責任を明示的に否認する。以上のことにかかわらず、利益の損失、取引損失、時間もしくは信用の喪失を含む(ただしこれらには限定されない)間接的、罰則的、特定のあるいは結果的な損害または損失について、これらの損害の可能性について通知されていたとしても、契約、不法行為、厳格責任またはその他を問わず、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが責任を負うことは一切ない。スタンダード&プアーズを除き、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーと発行者との間の契約または取決めに、受益者となる第三者はいない。

日経225に関する情報

概 略

別段の定めのない限り、日経225に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在におけるスポンサーの方針を反映するものである。かかる方針はスポンサーにより任意に変更されることがある。

日経225は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、スポンサーが計算し公表する株価指数である。日経225は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

スポンサーは、日経225の計算に際し下記の計算方法を用いるが、スポンサーが本債券に関連する支払額に影響を与え得るかかかる計算方法を修正または変更しない保証はない。

日経225は、修正平均株価加重指数であり(すなわち、日経225における各構成銘柄の加重値は発行会社の株式の時価総額ではなく1株あたりの株価に基づいている。)、その計算方法は、()各構成銘柄の1株あたりの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、()その積を合計し、()その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2017年12月14日現在26.950となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円をスポンサーの設定する構成銘柄の1株あたりのみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額が1株あたりのみなし額面価格を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。現在の各構成銘柄の1株あたりのみなし額面価格は、2001年10月1日現在の日本株式額面価格の廃止直前の額面価格または1株あたりのみなし額面価格に基づき、下記記載のその後の調整に従っている。日経225の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経225の値は、東京証券取引所の取引時間中5秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加または除外もしくは株式の銘柄の入替えまたは株式分割もしくは株式併合などの一定の変化が生じた場合には、日経225の値が継続的に維持されるように、

日経225を計算するための除数または場合により該当する構成銘柄の1株あたりのみなし額面価格は、日経225の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数または1株あたりのみなし額面価格は、当該変更の発生した直後の株価に新たな加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値(すなわち、当該変更直後の日経225の値)がその変更の生じる直前の日経225の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄の構成は、スポンサーにより除外または追加される。構成銘柄は、スポンサーの設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- () 倒産(会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など)による上場廃止または整理ポスト入り
- () 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- () 債務超過などその他の理由による整理ポスト入りまたは上場廃止
- () 東京証券取引所第二部への指定替え

上場廃止の可能性が高いかまたは上場廃止申請の審査中であるとの理由による監理ポスト入り銘柄については、原則除外候補となるが、かかる銘柄の除外の実施は、発行者の事業の継続可能性または上場廃止の見込みを考慮した後に決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、スポンサーは、特定の基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経225を計算することがある。この期間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

日経225の過去の推移

下記のグラフは、2007年11月30日から2017年12月1日までの期間における日経平均株価終値を週単位で示したものである。日経平均株価終値の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。



2017年12月14日現在、日経225の終値は、22,694.45円であった。

東京証券取引所

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。東京証券取引所は、双方向の継続性のある完全入札制の市場である。取引時間は通常、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分までおよび東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限および下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅は%ではなく日本円の絶対額で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高くまたは低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合(例えば、当該株式に関する異常な取引)には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経225の変動は、日経225を構成する個別株式の価格の値幅制限または取引中止により制限され、一定の状況において本債券の時価に影響を及ぼすことがある。

S&P500指数に関する情報

概 略

S&P500指数は、米国大型株の動向を表す最良の単一尺度として広く認められている。この指数をベンチマークとする運用資産の総額は7兆8千億米ドルを超え、この指数に連動する金融商品の運用資産額は、約2兆2千億米ドルに及ぶ。この指数は、米国の主要企業500社で構成され、取引可能な時価総額の約80%をカバーしている。

指数の性格

S&P500指数は、1957年に作成された米国初の時価総額加重平均型株価である。現在、多くの上場されている投資商品または店頭で販売されている投資商品の基盤である。この世界的に知られる指数は、米国の主要産業を代表する500社により構成されている。

S&P500指数は、独占的な共通の構成要素として利用されるS&P ダウ・ジョーンズの米国株価指数郡の一部である。S&P500指数は、S&Pミッドキャップ400指数またはS&Pスモールキャップ600指数と銘柄が重複しない。あわせてS&Pコンポジット1500を構成する。

算出法の構成

・ 一般

すべての構成企業は、米国企業でなければならない。

・ 適格時価総額

61億米ドル以上の時価総額を有する企業であること。

・ 公開株

少なくとも発行済み株式数の50%が取引可能であること。

・ 財政的実行可能性

企業は、公表利益が直近連続4四半期の合計および直近四半期においてプラスでなければならない。

・ 十分な流動性および合理的な価格

活発かつ厚みのある市場において十分取引のできる一般的な株式で構成されていること。

S&P500指数の過去の推移

下記のグラフは、2007年11月30日から2017年12月1日までの期間におけるS&P500指数を週単位で表したものである。S&P500指数の過去の推移はS&P500指数の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。



2017年12月14日現在、S&P500指数の終値は、2,652.01ポイントであった。

(3) 税制上の理由による早期償還

(イ)ノルウェー王国、ノルウェー王国の下位行政機構またはノルウェー王国のもしくはノルウェー王国内の課税当局の法律もしくは規則の変更、または当該法律もしくは規則の解釈もしくは適用の変更(ただし、かかる変更は本債券の発行日以後に発表され発効するものに限る。)の結果、発行者が下記「8 課税上の取扱い

(1)ノルウェー王国の租税」に記載される追加額の支払義務を負うこととなり、(ロ)発行者がなし得る合理的な手段によってもかかる義務が避けられず、かつ(ハ)当該事情が、発行者の2名の取締役により署名された上記事情の発生およびその前提条件となる事実を記載した証明書および当該事情の発生について高名な独立法律顧問による意見書を、発行者が債券代理人に対し交付することによって証明された場合、発行者は自己の選択により、「10 公告の方法」に従って本債権者に対し、利息が支払われる日に終了する30日以上60日以内の通知)(かかる通知は取消不能である。)を行うことにより、本債券の全部(一部は不可)をその経過利息(もしあれば)とともに早期償還金額で償還することができる。ただし、本債券についての支払期日が到来していたとするならば発行者がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日から、当該利息期間内の日数に60日を加えた合計日数と同数の日数前の日より前に、かかる償還の通知を行うことはできない。

本書において、「早期償還金額」とは、早期償還の直前の本債券の公正市場価格として計算代理人によりその単独かつ完全なる裁量で決定された円貨額(ただし、裏付となる、および/または関係する、ヘッジおよび資金調達取決め(株式オプションまたは通貨オプションで本債券に基づく発行者の義務をヘッジするものを含む)がこれらに限られない。)の清算のための合理的な発行者の経費および費用を完全に考慮して調整した金額)を意味する。

(4) 買入消却

発行者はいつでも公開市場またはその他の方法でいかなる価格でも本債券を買い入れることができる。ただし、本債券に添付される期限未到来の利札全部が本債券とともに買入れられる場合に限る。

償還されまたは買入れられた期限未到来のかかる本債券および利札は消却、再発行または再販売できる。

4【元利金支払場所】

(1) 支払代理人およびその指定事務所

ドイツ銀行ロンドン支店(Deutsche Bank AG, London Branch)
英国 ロンドン EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート1
ウィンチェスター・ハウス
(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England)

一定の条件の下に、発行者は、発行者、債券代理人およびその他の者の間で締結された改訂発行兼支払代理人契約(修正分を含む。)(以下「改訂発行兼支払代理人契約」という。)の条項に従って支払代理人の任命を取消し、他の者を任命し、または追加の代理人を任命することができる。

(2) 本債券に関し支払われるべき金額の支払(元金、利息その他を問わない。)は、日本円により、小切手、または支払を受ける者の選択によりかかる者が指定した円建の口座への振替えにより行われる。支払は、下記「8 課税上の取扱い-(1)ノルウェー王国の租税」の条項を害することなく、()適用ある財政その他に関する法令・規則、かつ()合衆国内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または同法第1471条から第1474条までの規定、かかる規定に基づく規則もしくは契約、かかる規定の公的解釈もしくはかかる規定に関する政府間取組を実施する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服する。かかる支払に関し、本債権者または利札の所持人に対し、いかなる手数料または費用も課されない。

(3) 本債券に関し支払われるべき金額(利息を除く。)の支払は、支払代理人の指定事務所において本債券の呈示および提出と引換えに行われる。

本債券の利息に関する金額の支払は、合衆国外の支払代理人の指定事務所において、関連する利札の提出、または利息の支払のために予定された日以外の日に支払われる利息の場合には関連する本債券の呈示と引換えに行われる。

本債券について支払われるべき金額の支払期日が関連金融センター日(以下に定義される。)および現地銀行営業日(以下に定義される。)でない場合、本債権者は、次の関連金融センター日および現地銀行営業日である日まで支払を受けることができず、当該日およびそれ以降の現地銀行営業日に小切手による支払を受けることができ、また、現地銀行営業日、関連金融センター日および関連指定口座のある場所において商業銀行および外国為替市場が日本円による支払の決済を行う日に指定口座に送金することによって支払を受けることができる。ただし、その後本債券の要項に従った支払を怠らない限り、かかる遅延または調整による利息その他の追加の支払は行われない。

「関連金融センター日」とは、ニューヨーク市、ロンドンおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日をいう。また「現地銀行営業日」とは、商業銀行が関連する本債券または場合により利札の呈示場所において営業(外国為替および外貨預金の取扱業務を含む。)を行っている日(土曜日および日曜日を除く。)をいう。

当初利札付で交付された本債券は、償還の際にこれに関する期限未到来の利札とともに呈示され、かつ償還金額の一部支払の場合を除き提出されることを要し、期限未到来の利札が欠^⑤している場合は、当該本債券に関連する期限未到来の利札(本債券に付されているか否かを問わない。)はすべて無効となり、当該利札に関する支払は償還後にはなされない。

5【担保又は保証に関する事項】

本債券は、発行者の直接、無条件、非劣後かつ無担保(ただし、下記の条項に従う。)の債務であり、その間に優先関係はなく、発行者の現在および将来のその他のすべての非劣後かつ無担保債務と同順位である(ただし、法律上、強制的に例外条項が適用される場合を除く。)

発行者は、本債券が未償還(改訂発行兼支払代理人契約中に定義される。)である限り、関連債務または関連債務の保証を担保するため、発行者の現在または将来の事業、資産または収入の全部または一部に、担保権を設定せずまたは存続することを許容しないものとする。ただし、(イ)本債券のために同時にまたはそれ以前に同等の順位かつ比率の担保を付与し、または(ロ)本債権者の特別決議(下記「7 債権者集会に関する事項」を参照のこと。)により承認される本債券に対するその他の担保を付与する場合はこの限りでない。

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「保証」とは、ある「者」の債務のために、他の「者」が負う支払債務をいう。

「債務」とは、ある「者」の借入または調達金銭債務をいう。

「者」とは、それが独立して法主体たりうるか否かにかかわらず、個人、会社、法人、パートナーシップ、合弁会社、協会、組織、政府、政府機関またはその他団体をいう。

「関連債務」とは、取引所またはその他の証券市場（店頭市場を含むがこれに限られない。）に上場し、値付け、取引され、またはこれらが可能な社債、ノート、デベンチャー、デベンチャースtock、ローンstock、債券、その他の証書の形態による、またはそれらにより表章される債務をいう。

「担保権」とは、抵当権、負担、質権、先取特権またはその他の担保権をいい、これらには適用法令のもと認められる類似のものも含まれる。

6【債券代理人の職務】

債券代理人は、発行者のために、上記「4 元利金支払場所」に記載された本債券の元利金の支払事務、下記「11 その他 (2) その他」に記載された本債券の交換事務、上記「3 償還の方法 (4) 買入消却」に記載された本債券の消却ならびに改訂発行兼支払代理人契約に定めるその他一定の事項を取り扱う。債券代理人は、発行者の代理人としてのみ行為し、本債権者または利札の所持人に対する義務または代理もしくは信託の関係を引受けるものではない。

7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は改訂発行兼支払代理人契約に規定されている。

発行者は、特別決議（以下に定義される。）による本債券に適用される本債券の要項および副捺印証書の修正を含む（これらに限られない。）本債権者の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を随時招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、発行者は債権者集会を招集しなければならない。特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によってのみ変更できる本債券の一定の要項の変更（とりわけ、本債券の支払額、支払通貨、支払期日に関するもの）を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上とする。定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の4分の1以上を代表または保有する2名以上とする。債権者集会において可決された特別決議は、出欠の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

「特別決議」とは、改訂発行兼支払代理人契約に従い適法に招集され開催された債権者集会（当初開催された集会であるか続行された延会であるかを問わない。）において、4分の3以上の賛成票により可決される決議をいう。

8【課税上の取扱い】

(1) ノルウェー王国の租税

発行者による本債券に関する元金および利息その他一切の支払は、ノルウェー王国、ノルウェー王国の下位行政機構によりもしくはそのために、または王国内の課税当局もしくは王国の課税当局によりもしくはそのために、現在課されまたは将来課されることのある公租公課（その性質の如何を問わない。）を課されず、これらを源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律によりかかる公租公課を源泉徴収または控除することが要求される場合は、この限りでない。この場合、発行者はかかる控除または源泉徴収がなければ本債権者が受領したであろう金額に等しい金額をその者が受領することとなるように追加額を支払うものとする。ただし、以下の場合には、本債券または利札に関し、かかる追加額は支払われない。

- (イ) (a)当該本債券もしくは利札の保有または(b)当該本債券もしくは利札に関し、本債券の元金、利息もしくはその他の支払金の受領以外の事由により王国と関係を有するために本債券または利札に関し当該公租公課の支払義務を負う者またはその代理人への支払の場合。
- (ロ) 関連日後30日を経過した後に本債券または利札が支払のために呈示される場合。ただし当該本債権者または利札の関連所持人がかかる30日の期間の満了日またはそれ以前に呈示し支払を受けることができる当該追加額についてはこの限りでない。

(八) 王国内において本債券または利札の支払呈示がなされた場合。

本書において「関連日」とは、支払期日が最初に到来する日、または支払われるべき金員全額にかかる期日以前(同日を含む。)に債券代理人が受領していない場合には、かかる金員が受領され、本債権者または利札の所持人に対する支払が可能である旨の通知が下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対し適正に行われた最初の日を意味する。

「第2 売出債券に関する基本事項」において本債券に関する元金および/または利息とは、本「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」に基づき支払われることのある追加額を含む。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令(以下「日本国の税法」という。)上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(イ) 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 本債券の利息は、一般的に利子所得として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上20.315%(所得税、復興特別所得税および住民税の合計)の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%(所得税、復興特別所得税および住民税の合計)の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15.315%(所得税および復興特別所得税の合計)の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

(ハ) 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%(所得税、復興特別所得税および住民税の合計)の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの(源泉徴収選択口座)における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

(ニ) 日本国の居住者は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

(ホ) 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9【準拠法及び管轄裁判所】

本債券およびこれに起因または関連する契約で合意されないすべての義務は、英国法に準拠する。発行者は、本債権者のために、英国の裁判所が本債券に起因もしくは関連して生じる訴訟、訴え、手続(以下「訴訟手続」と総称する。)を審理し決定するための、または本債券に起因もしくは関連して生じる紛争(以下「紛争」という。)を解決するための管轄権を有することに取消不能の形で合意し、そのために、かかる裁判所の管轄権に取消不能の形で服する。発行者は、訴訟手続の審理および決定ならびに紛争の解決のための法廷として英国の裁判所が指定されたことに対して現在または将来有する異議権を取消不能の形で放棄し、かかる裁判所が不都合または不適切な法廷であると主張しないことに合意する。発行者は、英国における訴訟手続を開始させる召喚状が現在はロンドン SW1X 8QD ベルグレーブ・スクエア25(25 Belgrave Square, London SW1X 8QD)に所在するノルウェー王国大使館または、これと異なる場合は、その時点における登録された事務所、または2006年会社法に従い召喚状の送達を受けられる英国における発行者の住所に交付されることによって発行者に送達されうることと合意する。上記の者の選任の効力が消滅する場合には、発行者は、英国における発行者の代理人として召喚状の送達を受ける者を英国に所在する者からさらに選任し、かかる者の氏名および住所を債券代理人に通知する。かかる選任が15日以内に行われなるときは、本債権者は発行者宛の書面を発行者または債券代理人の指定事務所宛に送付することによりかかる者を選任できる。本項は法律が許容するその他の方法で本債権者が召喚状を送達する権利に何ら影響を与えるものではない。英国の裁判所の管轄権に服することは、本債権者が、発行者に対して管轄権のあるその他の裁判所で訴訟手続を行う権利を制限するものではなく(またそう解釈されるものでもない。)、また適用ある法律の許容する限り、一つ以上の管轄地で訴訟手続を行うときにその他の管轄地において訴訟手続を行うこと(同時か否かを問わない。)を排除するものでもない。

10【公告の方法】

本債権者に対する通知は、ロンドンで一般に流通している主要な日刊新聞1紙(ファイナンシャル・タイムズを予定)に公告されたとき、有効となるものとみなされる。かかる公告が実務上不可能な場合は、ヨーロッパにおいて一般に頒布されている英字の主要な日刊新聞紙において公告されたときに有効となるものとみなされる。上記に従って行われたかかる通知は、最初の公告日(または複数の新聞紙に公告が要求される場合は、すべての要求された新聞紙上において公告が最初に掲載された日)に有効に行われたものとみなされる。利札の所持人は、すべての目的において、本「10 公告の方法」に従い本債権者に対し行われた通知の内容と同様の通知を受けたものとみなされる。

本債券が恒久大券(以下「恒久大券」という。)によって表章され、当該恒久大券が下記「11 その他 (2) その他」に記載されるユーロクリア・バンク・エス・エイ/エヌ・ヴィ(以下「ユーロクリア」という。)、クリアストリーム・バンキング・エス・エイ(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)またはその他の決済機関のために保有されている限り、前段落にかかわらず、本債権者に対する通知は、資格を有する口座保有者への連絡のため当該決済機関に関連通知を交付することにより行うことができる。決済機関に交付された通知は、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグへ交付された日の翌日に本債権者に通知されたものとみなす。

11【その他】

(1) 債務不履行事由

以下に掲げる事由(以下「債務不履行事由」という。)のいずれかが発生し、継続している場合、本債権者は発行者に対する書面による通知をもって債券代理人の指定事務所で当該本債券および経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該本債券は、かかる通知より前に当該債務不履行事由が治癒されていない限り、直ちに期限が到来し、額面金額で経過利息とともに(もしあれば)、いかなる提示、要請、異議またはその他通知(これらについては、かかる債券に規定されるいかなる矛盾する規定にかかわらず、発行者が明確に放棄する。)を要求されることなく償還される。

(イ) 発行者が、本債券の元本または利息に関する支払期日から10日を超えてかかる支払を怠った場合。

(ロ) 発行者が本債券または改訂発行兼支払代理人契約に基づく発行者のその他の義務の履行または遵守を怠り、かつ本債権者が債券代理人の指定事務所で、発行者に対し、当該懈怠の治癒を要求する書面を引渡

した後60日間当該懈怠が継続した場合。(ただし、懈怠の治癒が不可能な場合を除く。かかる場合には、懈怠の継続または通知の要件は必要とされない。)

- (八) 発行者の債務につき、債務不履行事由(それ以外の用語が用いられている場合も同様とする。)を理由として、定められた満期前に期限が到来した場合、発行者が適用ある猶予期間の最終日にその債務の支払を怠った場合、発行者がその債務(借入金債務に限る。)のために提供した担保が執行可能となった場合、または発行者が他の者の債務のために提供した保証および/または補償の期限における履行を怠った場合で、いずれの場合についてもその総額が200万ユーロ(または他の通貨による同等額)以上である場合。
- (二) 担保権者が発行者の事業、資産および収入の全部もしくは実質的な部分を保持し、またはこれらのため管財人もしくは管理人等が選任された場合。
- (ホ) (a)発行者の破産または支払停止、(b)発行者または発行者の事業、資産および収入の全部もしくは実質的な部分を管理する管財人または清算人が選任された場合、(c)発行者のその他の債務の再調整もしくは支払延期、または債権者のための譲渡もしくは調整が行われた場合、(d)発行者が全部または実質的な部分の事業の遂行を止めた場合(ただし、支払不能でない場合の合併、組織変更、再編によるものを除く。)
- (ヘ) 発行者の清算、解散の命令または決議がなされた場合。
- (ト) 以下の目的のために必要な行為、条件、手続を発行者が取らずまたは履行しない場合。
- (a) 発行者による本債券上もしくはこれに係る権利の適法な行使、または義務の履行、遵守目的のため
- (b) かかる義務を適法かつ有効で、拘束力がありかつ執行可能なものとする目的のため
- (c) ノルウェー王国の裁判所で本債券および利札の証拠価値が認められる目的のため
- (チ) 発行者の本債券上またはこれに係る義務の履行、遵守が違法であり、または将来違法となる場合。

(2) その他

- (イ) 本債券は、当初、仮大券(以下「仮大券」という。)により表章され、仮大券はユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグの共通保管人に預託される。仮大券の持分は、発行日後特定の日数を経過した日以降に実質的所有者の非米国人証明書の提出に基づき、恒久大券の持分と交換可能となる。仮大券の持分が恒久大券の持分と交換される場合には、発行者は、所持人による当該交換の請求から7日以内に、部分交換の場合には当該交換を反映させる適切な入力がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグによってなされた旨の共通サービス・プロバイダーからの確認と引換えに、または最終の交換の場合には、債券代理人の指定事務所における仮大券の提出もしくは共通保管人による仮大券の破棄と引換えに、ユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグおよび/またはその他の関連する決済機関が発行しかつ債券代理人が受領した証明書に記載された元金額に等しい元金額について、()最初の交換に際しては、適正に認証されかつ有効化された恒久大券が仮大券の所持人に対して(所持人の費用負担なくして)速やかに交付されるようにし、または()その後の交換においては、かかる恒久大券の元金額がその条項に従い増加されるようにする。(a)ユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグが連続して(法定の休日を除き)14日間営業を停止し、もしくは営業を廃止する旨発表した場合、または(b)「11 その他 (1) 債務不履行事由」に記載の事由が発生した場合、恒久大券上の持分は全額(一部は不可)につき恒久大券の所持人の請求により確定債券と交換可能となる。恒久大券が確定債券と交換される場合には、発行者は、所持人による当該交換の請求から30日以内に、債券代理人の指定事務所における恒久大券の提出と引換えに、当該恒久大券の元金額に等しい元金額の、適正に認証され利札の付された確定債券が恒久大券の所持人に対して速やかに交付されるようにする。

大券(この表現には仮大券および恒久大券が含まれる。)によって表章される本債券の所持人としてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録に表示される各人は、当該大券の所持人に対して発行者が行った各支払に対する当該各人の持分、および大券に基づき発生するその他すべての権利について、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの各規則および手続に従い、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグのみに要求するものとする。本債券が当該大券により表章される限り、当該各人は本債券に基づき発生する支払金額に関し発行者に直接請求すること

はできず、かかる発行者の支払義務は、かかる各支払金額に関し、当該大券の所持人に対し支払を行うことにより免責される。大券の本債券に関する規定の「所持人」または「口座保有者」とは本債券の所持人として、関連する決済機関の記録に表示される各人をいう。

- (ロ) 本債券または利札が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、債券代理人の所定の事務所において、適用法令に従い、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、発行者および債券代理人が要求する証拠、補償、担保等の提出を条件として、これを交換することができる。毀損または汚損した本債券または利札は代り券の発行に先立ち提出されなければならない。
- (ハ) 発行者に対する本債券に係る元利金の支払の請求は、それぞれの関連日から元本については10年、利息については5年以内になされない場合は、失効する。

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

第4【法律意見】

発行者の法律顧問である Advokatfirmaet Selmer DA により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

1. 本債券の売出しは発行者により適法に授權され、ノルウェー王国法上適法である。
2. 有価証券届出書とその訂正届出書の関東財務局長に対する提出は発行者により適法に授權されており、ノルウェー王国法上適法であり、本債券の発行および売出しならびに有価証券届出書とその訂正届出書の提出のため発行者に要求される政府機関のすべての同意、許可および承認は取得されている。
3. 有価証券届出書とその訂正届出書(参照書類を含む。)中のノルウェー王国法に関するすべての記載は、真実かつ正確である。

第5【その他の記載事項】

発行者のロゴおよび名称、本債券の名称ならびに売出人の全部または一部の名称が債券売届出目論見書の表紙に記載される。

さらに債券売届出目論見書の表紙裏に、次の記載がなされる。

- 「1. 本債券の満期償還金額および償還時期は、対象株価指数の変動により影響を受けることがあります。また、本債券の利率についても、対象株価指数の変動により差異が生じます(「第一部 証券情報 第2 売届出債券に関する基本事項」をご参照ください。)
- 2. 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本債券の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐えうる投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。」

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
平成29年6月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

当該半期(自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)
平成29年9月29日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国者臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当事項なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第三部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本債券は、利率、期限前償還の有無および満期償還金額が日経平均株価および/またはS&P500指数の水準により決定されるため、日経平均株価およびS&P500指数についての開示を必要とする。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移(終値ベース)

(単位:円)

最近5年間の 年別最高・最低 値	年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	10,395.18	16,291.31	17,935.64	20,868.03	19,494.53	
	最低	8,295.63	10,486.99	13,910.16	16,795.96	14,952.02	
最近6ヶ月間の 月別最高・最低 値	月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月	2017年 10月	2017年 11月
	最高	20,230.41	20,195.48	20,080.04	20,397.58	22,011.67	22,937.60
	最低	19,831.82	19,925.18	19,353.77	19,274.82	20,400.78	22,028.32

出典:ブルームバーグ・エルピー

S&P500指数の過去の推移(終値ベース)

(単位:ポイント)

最近5年間の 年別最高・最低 値	年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	最高	1,465.77	1,848.36	2,090.57	2,130.82	2,271.72	
	最低	1,277.06	1,457.15	1,741.89	1,867.61	1,829.08	
最近6ヶ月間の 月別最高・最低 値	月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月	2017年 10月	2017年 11月
	最高	2,453.46	2,477.83	2,480.91	2,519.36	2,581.07	2,647.58
	最低	2,419.38	2,409.75	2,425.55	2,457.85	2,529.12	2,564.62

出典:ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価およびS&P500指数の過去の推移は日経平均株価およびS&P500指数の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。